【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月21日提出

【計算期間】 第2期(自 2024年7月23日至 2025年7月22日)

【ファンド名】 世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07

【発行者名】 SOMPOアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 力

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目2番16号

【事務連絡者氏名】 津田 浩平

【連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目2番16号

【電話番号】 03-5290-3400

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

投資信託証券を通じて信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

当ファンドの信託金は、500億円を上限とします。

一般社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
追加型	海外	債 券	特殊型
	内 外	不動産投信	(条件付運用型)
		その他資産()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドの商品分類の定義 >

項目	該当する 商品分類	内容
単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その 後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投 資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型 (条件付運用型)	目論見書又は信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含 む)	ファミ リーファ ンド	あり ()	ブル・ベア型

•					有価証券報告書(内国的
一般	年 2 回	日本	ファン ド・ オブ・ ファンズ	なし	条件付運用型
大型株	年4回	北米			ロング・ショート 型 <i>/</i> 絶対収益追求型
中小型株	年6回	区欠州			その他 ()
債 一公 社 そ し 動の資産プ先 産 産 産 産 産 産 産 産 で の が の が の が の の が の の が の の の の の の の の の の の の の	(年12回 (年 年 年 年 の 他)	アオ中ア中(エグアニオカリ東)ジャー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・			

- (注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- (注2)ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をします ので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。
- (注3)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する 属性区分	内容	
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産 複合(スワップ取引 (株価指数先物取)、 債券 一般)))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主としてスワップ取引(株価指数先物取引) および債券に投資する旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨 の記載があるものをいいます。	
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投 資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記 載があるものをいいます。	
投資形態	ファンド・ オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。	

為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行
		わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う
		旨の記載がないものをいいます。
特殊型	条件付運用型	目論見書又は信託約款において、仕組債への投資又
		│ はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と │
		する投資成果(基準価額、償還価額、投資分配金
		等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により
		定められる一定の条件によって決定される旨の記載
		があるものをいいます。
the transfer	· +	

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

<ファンドの特色>



信託財産の中長期的な成長を目指します。

● ファンドの特色

- 1 担保付スワップ取引*への投資を活用して、「当初1年間最安値指数値参照型・世界株式インデックス連動戦略」(以下、当戦略といいます。) に連動する投資成果を目指します。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します
 - ・「世界株式インデックス戦略ファンド 2023-08(適格機関投資家向け)(以下、投資対象 ファンドといいます。)」および「SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド」を主要 投資対象とします。
 - ・原則として、投資対象ファンドへの投資比率を高位に保ちます。
 - 担保付スワップ取引*は、投資対象ファンドにおいて行います。
 - ●「当初1年間最安値指数値参照型・世界株式インデックス連動戦略」は、パークレイズ・パンク・ピーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する戦略です。
 - ※担保付スワップ取引とは、実際に対象資産を保有していなくとも、相手方(主に金融機関)に対してポジション構築コスト等を支払う代わりに、対象資産のパフォーマンスを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を享受できる取引のことです。
- 2 担保付スワップ取引とは別に、設定当初、主に米ドル建ての残存期間10年程度の米国国債に投資し、原則持ち切り運用を行うことで、安定した収益を享受することを目指します。
 - ※国国債への投資は、投資対象ファンドにおいて行います。
 - 一部米ドル建ての短期金融資産(米国短期国債等)に投資を行う場合があります。



実質組入外貨建資産等については、原則として為替ヘッジを行いません。

● 実質組入外貨建資産等は、投資対象ファンドにおける米国国債等および担保付スワップ取引における当戦略のリターン(損益)部分です。

<投資対象ファンドの投資のイメージ>

- 担保付スワップ取引を活用する「当初1年間最 安値指数値参照型・世界株式インデックス連動 戦略」部分と、米国国債で運用する部分を合わ せて約200%*分の投資効果を目指す仕組みと なっています。
- *設定当初、スワップ取引の米ドル建ての想定元本(円換算後)が 投資対象ファンドの受益権総口数に対して概ね100% となるよ うにします。
- *設定後は原則としてリバランスを行わないため、投資効果が基準価額(純資産総額)に対して約200%となる訳ではありません。



「当初1年間最安値指数値参照型・世界株式インデックス連動戦略」とは

▶ 世界株式インデックスのパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。

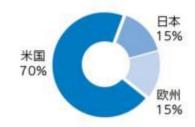
● 当戦略が参照する世界株式インデックスは「パークレイズ・世界株式指数RC15%」 (以下、世界株式インデックスといいます。)です。

<世界株式インデックスについて>

● 米国・欧州・日本の株価指数先物取引を実質的な投資対 象とします。

それぞれの投資比率は、米国70%・欧州15%・日本 15%とし、一定のルールに基づき日次でリバランスしま

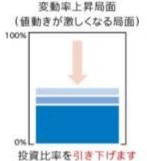
また、欧州および日本の株価指数先物取引の損益は、日 次で米ドル建てに転換します。



米国:S&P500先物 日本:日経平均先物

欧州:ユーロストックス50先物

世界株式インデックスは指数の変動 率(ボラティリティ)が年率15%とな るように投資比率を最大100%まで の範囲内で調整します。

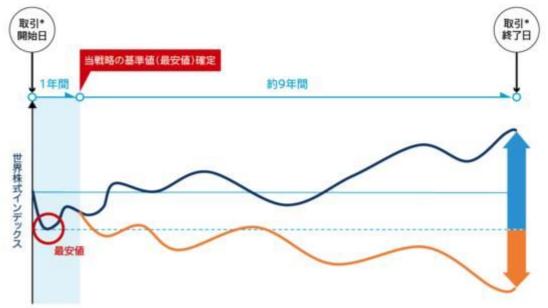


変動率低下局面 (値動きが激しくなる局面) (値動きが緩やかになる局面) 100% 投資比率を引き上げます

「当初1年間最安値指数値参照型・世界株式インデックス連動戦略」とは

▶ 設定後1年間における世界株式インデックスの最安値を基準値とします。

- 当戦略は、世界株式インデックスを原資産とした1年間のルックバック・オプション取引を活用します。
- 投資対象ファンド設定後1年間における日次で観測された指数値の最安値を基準値として、 世界株式インデックスのパフォーマンスの獲得を目指す約10年間の取引を戦略化しています。
 - ・ルックバック・オプション取引とは、オプション・プレミアム(権利料)を支払うことにより、オプション契約の約定時点では権利行使価格は決めず、オプション満期日までの間の原資産価格の最高値や最安値によって権利行使価格が決まるオプション取引のことをいいます。
 - ※2023年5月31日時点の当戦略のオプション・プレミアムは12%程度です。 オプション・プレミアムの水準は市況動向等により変動する可能性があります。



*上図の取引とは、投資対象ファンドにおける担保付スワップ取引のことをいいます。

最安値より上昇して取引終了日を迎えた場合

最安値からの上昇分を反映します。

最安値より下落して取引終了日を迎えた場合

最安値からの下落分を反映します*

※実質的にはオプション・プレミアム相当額が設定後1年間、日々信託財産から控除されます。

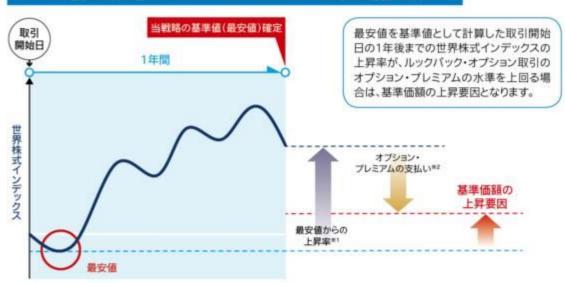
上記はあくまでイメージであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

「当初1年間最安値指数値参照型・世界株式インデックス連動戦略」とは

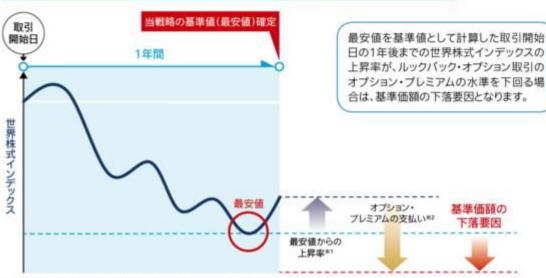
参考:オプション・プレミアムの当戦略への影響について

当戦略は、設定後1年間における世界株式インデックスの最安値からのパフォーマンス(オプション・プレミアム控除後)を反映します。

1年後の当戦略のパフォーマンスがプラスとなる場合の例



1年後の当戦略のパフォーマンスがマイナスとなる場合の例



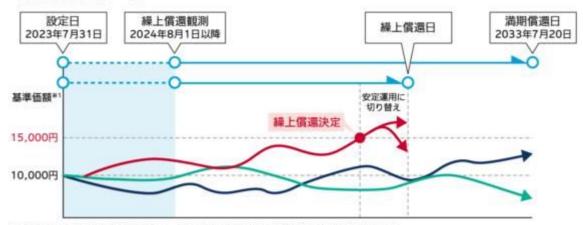
- ※1 最安値からの上昇率は、金利や為替等の影響を受けます。
- ※2 実質的にはオプション・プレミアム相当額が設定後1年間、日々信託財産から控除され、基準価額に反映されます。

上記はあくまでイメージであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 また、当ファンドにおける基準価額変動要因の一部であり、すべてを網羅するものではありません。



2024年8月1日以降、ファンドの基準価額*1が15,000円以上となった場合には、円建ての短期公社債等に投資を行うことによる安定運用*2に順次切り替え、繰上償還を行います。

<償還までのイメージ>



- ※1 1万口当たりの基準価額とし、支払済みの収益分配金(税引前)を含みません。
- ※2 安定運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向等の影響を受けるため、基準価額が15,000円を下回ることがあります。
- ※3 基準価額、償還価額が15,000円以上となることを示唆・保証するものではありません。
- ※4 2024年7月31日以前に基準価額が15,000円以上となった場合であっても、 2024年8月1日以降に15,000円以上とならない場合は繰上償還は行いません。
- ※5 上記はイメージであり、すべてを説明するものではありません。

. バークレイズについて

バークレイズは、英国を本拠とし、世界中で個人向け銀行業務や各種支払いサービスを提供するほか、フルサービスの法人向け銀行業務および投資銀行業務を提供する金融機関です。

. バークレイズ・バンク・ピーエルシーについて

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、持ち株会社バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な事業は"コーポレート・アンド・インベストメント・バンク"および"コンシューマー・カード・アンド・ペイメント"により構成されます。

- ・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク ホールセール・バンキング商品およびサービスを法人および機関投資家に対して提供していま す。
 - ・コンシューマー・カード・アンド・ペイメント 独自ブランドおよび提携ブランドによる消費者向けクレジットカード、貸付の提供、プライ ベートバンク事業、投資サービスおよび資産管理サービス等の提供を行っています。

. バークレイズ・バンク・ピーエルシーの格付け

格付投資情報センター(R&I): A+ 2025年7月末時点 発行体格付けを使用

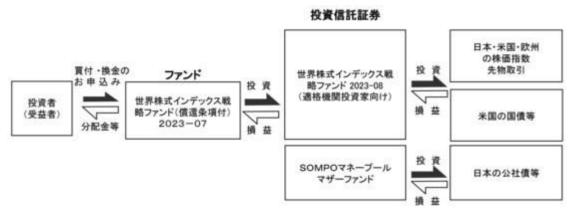
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

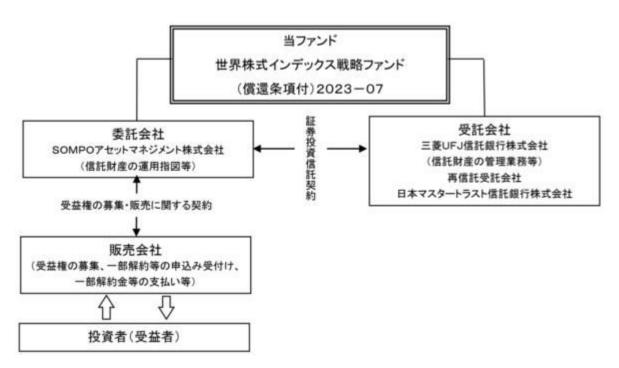
当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、 株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託(ファンド)を 組入れることにより運用を行います。



「世界株式インデックス戦略ファンド 2023-08 (適格機関投資家向け)」は担保付スワップ取引への投資を通じて、バークレイズ・バンク・ピーエルシー(英国バークレイズ銀行)が提供する「当初1年間最安値指数値参照型・世界株式インデックス連動戦略」のリターン(損益)*を享受します。

*リターン(損益)につきましては、当該戦略に関する費用等を控除したものとなります。

ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

() 委託会社または委託者: SOMPOアセットマネジメント株式会社

ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

() 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、ファンドの販売会社として、受益権の 募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・ 収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

() 受託会社または受託者:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

委託会社との証券投資信託契約に基づき、ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

委託会社等の概況

()資本金の額 1,550百万円 (2025年7月末現在)

()委託会社の沿革

1986年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年	2月20日	投資顧問業の登録
1987年	9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年	6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリ
		ンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年	9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本
		興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年	4月1日	SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更

()大株主の状況(2025年7月末現在)

名称	住所(所在地)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
SOMPOホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番 1 号	24,085	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

b . 運用方針

投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- () 主として「世界株式インデックス戦略ファンド 2023-08 (適格機関投資家向け)」およ び「SOMPOマネープールマザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の 成長を目指します。
- () 原則として、「世界株式インデックス戦略ファンド 2023-08 (適格機関投資家向け)」 投資信託証券への投資比率は、高位を維持することを基本とします。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 2024年8月1日以降、基準価額が15,000円(1万口あたり。支払済みの分配金累計額は加算 しません。) 以上となった場合には、円建ての短期公社債等に投資を行うことにより安定 運用に順次切り替え、繰上償還を行います。
- () 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用 ができない場合があります。

ファンドの運用の基本方針に基づき、投資対象とする投資信託証券の具体的な投資先を重視して 「世界株式インデックス戦略ファンド 2023-08 (適格機関投資家向け)」および「SOMPO マネープールマザーファンド」を選定しました。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法 人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- イ、有価証券
- 口. 金銭債権
- 八.約束手形

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券 (投資信託および外国投資信託の 受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券ま たは外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいま す。以下同じ。)のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみ なされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券または証書の性質を有す
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証 券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除き ます。)
- 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)

なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引 (売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うこと ができるものとします。

別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。

国内籍投資信託 世界株式インデックス戦略ファンド 2023-08 (適格機関投資家向け) 親投資信託 SOMPOマネープールマザーファンド

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により 運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

主要投資対象の投資信託証券の概要

名 称	世界株式インデックス戦略ファンド 2023-08 (適格機関投資家向け)
形態	国内籍私募投資信託(円建て)
主な投資対象	オンパランスでは設定当初に主に米ドル建ての残存期間およそ10年の米国国債に投資を行います。オフバランスでは担保付スワップ取引(米ドル建て)(以下「スワップ取引」)を主要取引対象とします。
運用の基本方針	 ・当ファンドはスワップ取引への投資を通じて、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する当初1年間最安値指数値参照型・世界株式インデックス連動戦略(以下「当戦略」)のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。 ・当戦略は世界株式インデックスを原資産とした1年間のルックパック・オブション取引を用いて、当ファンドの設定後1年間における日次で観測された指数値の最安値を基準値として、世界株式インデックスのパフォーマンスの獲得を目指す約10年間の取引を戦略化したものです。 ・世界株式インデックスは、パークレイズ・世界株式指数RC15%とします。当インデックスは日・米・欧の株価指数先物取引を実質的な投資対象とし、変動率が年率15%となるようにエクスポージャーを最大100%までの範囲内で調整します。 ・設定当初、スワップ取引の米ドル建ての想定元本(円換算後)が当ファンドの受益権総口数に対して概ね100%となるようにします。設定後、原則として、受益権1口に対するスワップ取引の米ドル建て想定元本は概ね設定当初の水準を維持することを目指して運用を行います。但し設定後の運用状況や市場環境等に応じ、その水準を見直すことがあります。 ・設定当初、当ファンドの現金部分は主に米ドル建ての残存期間10年程度の米国国債に投資を行い、原則として持ち切り運用を行うことで、安定した収益を享受することを目指します。また米国国債から受け取った利子等は、米ドル建ての短期金融資産(短期米国国債等)に投資を行い場合があります。 ・外貨建て資産、スワップ取引の評価損益に対しては、対円での為替へッジを行いません。・スワップ取引の評価損益等のエクスポージャーに対応し、日次でスワップ取引相手先と抵保の授受を行います。 ・外貨建て資産、スワップ取引の評価損益に対しては、大川での純資産総額に対する割合は原則として10%未満になるように管理します。 ・市場動向や当ファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ・本書作成日現在において、スワップ取引相手先はパークレイズ・バンク・ピーエルシー(英国パークレイズ銀行)になります。

デリパティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 株式への投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債 券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総 額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率 主な投資制限 を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたが い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法によ り算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、取得時において、信託財産 の純資産総額の5%以下とします。 決 算 В 毎年7月7日 純資産総額に対して年率0.231%(税抜0.21%) ※上記のほか、以下の費用がかかります。 各項目について消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)がかかる場合には、当該 消費税等を含みます。その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額 等を示すことができません。 ■ スワップ取引の管理費用 ■ スワップ取引が内包する資産の取引コスト及びリバランスコスト ■ スワップ取引の一部または全部解約費用 信託報酬等 ■ ファンド監査費用 ■ 有価証券取引に伴う手数料等(売買委託手数料、保管手数料等) ■ 法令で定める価格等調査にかかる費用 ■ 億託財産に関する租税 ■ 信託事務の処理等に要する諸費用 ■ 受託者の立替えた立替金の利息、現金担保を受け入れた場合の利息等 ※英国バークレイズ銀行は、バークレイズ・グループ所定の方式に基づき、スワップ取引に係る媒介 業務への対価をグループ会社に支払います。 解約申込受付日が2023年8月1日から2024年8月1日までの場合: 換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.30%を乗じた額 信託財産留保額 ・解約申込受付日が2024年8月2日以降の場合: ありません。 申込·解約手数料 ありません。 委 託 会 社 バークレイズ投信投資顧問株式会社

※ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

名 称	SOMPOマネーブールマザーファンド		
形態	国内籍親投資信託(円建て)		
運用の基本方針	わが国の公社債等(残存期間の短い公社債やコマーシャル・ベーパー等の短期有価証券) に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。		
主な投資制限	 株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の 行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下 とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債 券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額 に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率 を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内 となるよう調整を行うこととします。 		
設 定 日	2018年10月26日		
信 託 期 間	無期限		
決 算 日	原則として、毎年10月18日		
信託報酬等	ありません。		
申込・解約手数料	ありません。		
委 託 会 社	SOMPOアセットマネジメント株式会社		
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社		

(3)【運用体制】

(運用体制)

総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運 用担当部が運用計画を策定します。

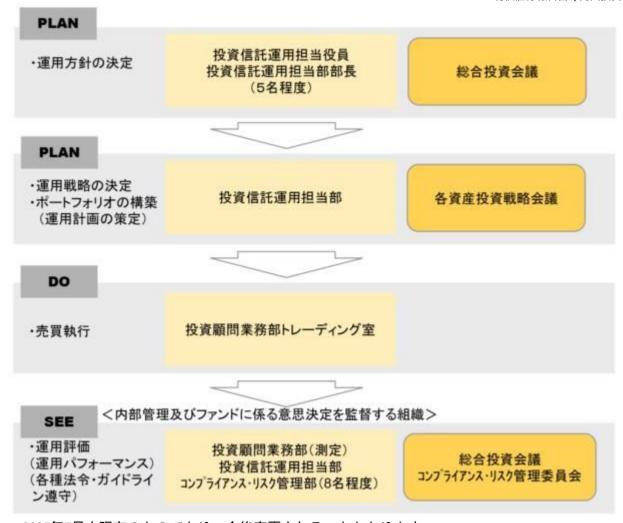
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

(社内規程)

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種 規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュア ル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項 等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



2025年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4)【分配方針】

毎決算時(原則として7月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、元本超過額、または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うも のではありません。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

(5)【投資制限】

a . 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への直接投資は行いません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認めら

れる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外 国為替の売買の予約を指図することができます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入れ

- ()委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に 伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含 みます。)を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図 をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし ます。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支 払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約 代金および償還金の合計額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- ()信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- ()信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ()前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社と の協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドは、設定後1年間はルックバック・オプション取引を利用します。世界株式インデックスの最安値を基準値として計算した設定日の1年後までの世界株式インデックスの上昇率(金利や為替等の影響を受けます)が、ルックバック・オプション取引のオプションプレミアムの水準を下回る場合は、ルックバック・オプション取引を行わない場合との比較で、基準価額が下落する要因となります。

当ファンドが投資信託証券を通じて組入れる公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の

影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社 債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

当ファンドが投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引は、取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

株式や公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。実質的に組入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式や公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドは投資信託証券を通じて、担保付スワップ取引を活用します。市場環境の急変や「当初1年間最安値指数値参照型・世界株式インデックス戦略」のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、当ファンドが投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引が当該戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

当ファンドは、2024年8月1日以降、基準価額(1万口当たりの基準価額とし、支払済みの収益分配金 (税引前)を含みません。)が15,000円以上となった場合は、円建ての短期公社債等に投資を行うこと による安定運用 に順次切り替え、繰上償還を行います。繰上償還となった際には、可能な限りすみや かに行うことを目指しますが、信託事務処理の状況等によっては、繰上償還までに日数がかかる場合が あります。

安定運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向等の影響を受けるため、基準価額が 15,000円を下回ることがあります。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの 基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいか なる責任も負いません。

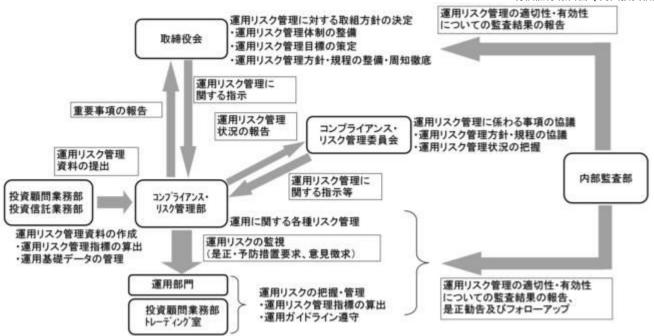
委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払い についての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、そ れぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

ご換金に関わる留意点

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投 資信託証券の解約および換金の停止(解約請求が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準 価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端 に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の 算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求 の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるも のとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を 撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計 算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

<リスクの管理体制>



※運用リスクには流動性リスクを含みます。

(注)上図は、2025年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

流動性リスクに対する管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金	
申込み時	料及び	申込手数料は、申込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じた額)に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額とします。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファン ドの商品説明・投資環 境の説明・事務処理等 の対価

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
		解約請求受付日が2023年7月31日から2024年7月31日まで:
解約請求時	信託財産 留保額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額 に対して0.30% 解約請求受付日が2024年8月1日以降: ありません

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価

評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。) を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

(3)【信託報酬等】

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.188%(税抜1.08%)を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです(下記 のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。)。

委託会社	年率0.35%(税抜)	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末に当該日の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を、信託財産中から支弁します。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します(税額は、税法改正時には変更となります。)。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

ファンドの主要投資対象の1つである国内籍投資信託「世界株式インデックス戦略ファンド 2023-08 (適格機関投資家向け)」に関しても別途信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託 報酬等を加えた当ファンドの実質的な信託報酬率は、ファンドの純資産総額に対して概ね1.419% (税込・年率)程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、ファンドの運用方針に基づいて 投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担す る信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等(年率)	
世界株式インデックス戦略ファンド	0.231%	投資対象とする投資信託証券の
2023-08 (適格機関投資家向け)	(税抜0.21%)	運用の対価、管理報酬等

上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、 上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、資産に関す る租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費 用、外国における資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費な どを負担する場合があります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて日々 計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日お よび毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することができます。

監查費用 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用

上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示す ることができないものがあります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買 委託手数料に対する消費税等相当額及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等 に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託 財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場 によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率が適用されます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得等として課税対象となり、 20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、15.315%(所得税 15.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税 制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。

・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニー サ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得 が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が 対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合が あります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07

2025年7月31日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	474,458,767	97.91
親投資信託受益証券	日本	4,957,720	1.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		5,169,276	1.07
純資産総額		484,585,763	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) SOMPOマネープールマザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	日本	59,977,210	82.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		12,693,794	17.47
純資産総額	72,671,004	100.00	

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07

2025年7月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価(円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		世界株式インデックス戦略ファンド2023-08(適格機関投資	400,589,976	1	400,589,976	1.1844	474,458,767	97.91
2	日本	親投資信託 受益証券	SOMPOマネープールマザー ファンド	4,973,137	0.9953	4,949,764	0.9969	4,957,720	1.02

- (注1)評価額組入上位30銘柄について記載しています。
- (注2)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.91
親投資信託受益証券	1.02
合計	98.93

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

(参考) SOMPOマネープールマザーファンド

2025年7月31日現在

位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価(円)	評価金額 (円)	利率(%)	償還日	投資 比率 (%)
1	日本		第1303回国 庫短期証券	20,000,000	99.90	19,980,660	99.99	19,999,300		2025/8/4	27.52

2	日本	第1309回国 庫短期証券	20,000,000	99.89	19,979,780	99.96	19,992,860		2025/9/1	27.51
3	日本	 第1314回国 庫短期証券	10,000,000	99.90	9,990,960	99.93	9,993,870		2025/9/22	13.75
4	日本	第1318回国 庫短期証券	10,000,000	99.90	9,990,410	99.91	9,991,180	2	2025/10/14	13.75

- (注1)評価額組入上位30銘柄について記載しています。
- (注2)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。
- (注3) 償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)		
国債証券	82.53		
合計	82.53		

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07 該当事項はありません。

(参考)SOMPOマネープールマザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07 該当事項はありません。

(参考) SOMPOマネープールマザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07

直近日(2025年7月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総	額(円)	1口当たりの約	屯資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末	(2024年 7月22日)	869,190,696	869,190,696	1.1968	1.1968
第2計算期間末	(2025年 7月22日)	475,192,078	475,192,078	1.1293	1.1293
	2024年 7月末日	835,859,521		1.1531	
	8月末日	758,969,286		1.1124	
	9月末日	708,454,694		1.1388	
	10月末日	692,336,034		1.1807	
	11月末日	598,729,641		1.1709	

12月末日	584,185,500	1.2057	
2025年 1月末日	559,687,241	1.2049	
2月末日	518,707,811	1.1656	
3月末日	503,035,971	1.1304	
4月末日	457,109,197	1.0460	
5月末日	465,596,715	1.0656	
6月末日	470,251,449	1.1068	
7月末日	484,585,763	1.1517	

【分配の推移】

世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07

	1口当たりの分配金(円)	
第1計算期間	0.0000	
第2計算期間	0.0000	

【収益率の推移】

世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07

	収益率(%)
第1計算期間	19.7
第2計算期間	5.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。 なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07

	設定口数	解約口数
第1計算期間	754,809,919	28,521,106
第2計算期間		305,521,634

- (注1)本邦外における設定及び解約はございません。
- (注2)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

当ファンドの取得申込みは、2023年7月28日をもって終了しております。 なお、申込受付期間内の申込(販売)手続は、以下のとおりとなっております。

- (1) 申込期間における毎営業日において、販売会社の営業時間内にお申込みいただくことができます。
- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。
- (3) 当該受益権の申込価額は、1口当たり1円です。

(4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、申 込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じた額)に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が 定める率を乗じて得た額とします。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。 申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の日においては一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
 - < 申込日の翌営業日が以下に該当する日 >
 - ・ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日
 - ・シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME)における株式先物取引の休業日
 - ・シカゴ・マーカンタイル取引所 グローベックス (CME Globex)における株式先物取引の休業日
 - ・ユーレックス取引所 (Eurex) における株式先物取引の休業日
 - ・米国国債取引日ではない日(アーリー・クローズに該当する日を含みます。) <申込日が以下に該当する日>
 - ・2024年8月1日
 - 一部解約の受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いとなります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - 一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日が2023年7月31日から2024年7月31日までは、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額 1から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額 2として控除した価額とし、解約請求受付日が2024年8月1日以降は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

1 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

2 信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産 留保額は、信託財産に組入れられます。

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止(解約請求が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする 投資信託証券の解約および換金の停止(解約請求が一部受付となった場合を含みます。)ならびに 基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性 が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基 準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の 実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すこ とができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付 け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約 の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出 した価額とします。
- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算は、原 則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般

社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、 外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値に よって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の 定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2033年7月20日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項から第3項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年7月21日から翌年7月20日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- ()委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っているとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、2024年8月1日以降において、基準価額が15,000円(1万口当たり。支払済みの収益分配金(税引前)累計額は加算しません。)以上となった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託会社は、前記()の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を

行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ()前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行います。
- ()前記()から()までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- ()委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第 41条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- ()委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ()前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ()委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ()委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第41条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ()委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了 させます。

信託約款の変更等

()委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき は、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合

(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 ()から ()までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ()委託会社は、前記()の事項(前記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記()の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行います。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が 否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用状況に係る情報の提供

- ()委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- ()前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から前記()に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

公告

()委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

()前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式 会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書 類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の日においては一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

< 申込日の翌営業日が以下に該当する日 >

- ・ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日
- ・シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME)における株式先物取引の休業日
- ・シカゴ・マーカンタイル取引所 グローベックス (CME Globex)における株式先物取引の休業日
- ・ユーレックス取引所(Eurex)における株式先物取引の休業日
- ・米国国債取引日ではない日(アーリー・クローズに該当する日を含みます。)
 - <申込日が以下に該当する日>
 - ・2024年8月1日

受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧ま

たは謄写を請求することができます。

(5)反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2024年7月23日から2025年7月22 日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- 1【財務諸表】

【世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第1期 2024年7月22日現在	第2期 2025年7月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,786,442	8,090,344
投資信託受益証券	850,562,220	464,924,726
親投資信託受益証券	7,534,698	4,957,222
未収利息	4	77
流動資産合計	873,883,364	477,972,369
資産合計	873,883,364	477,972,369
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	128,717	76,510
未払委託者報酬	4,504,830	2,677,662
その他未払費用	59,121	26,119
流動負債合計	4,692,668	2,780,291
負債合計	4,692,668	2,780,291
純資産の部		
元本等		
元本	726,288,813	420,767,179
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	142,901,883	54,424,899
元本等合計	869,190,696	475,192,078
純資産合計	869,190,696	475,192,078
負債純資産合計	873,883,364	477,972,369

(2)【損益及び剰余金計算書】

		<u>(単位:円)</u>
	第1期 自 2023年7月31日 至 2024年7月22日	第2期 自 2024年7月23日 至 2025年7月22日
営業収益		
受取利息	404	23,778
有価証券売買等損益	154,376,918	37,634,970
営業収益合計	154,377,322	37,611,192
営業費用		
支払利息	4,151	-
受託者報酬	255,791	193,794
委託者報酬	8,952,433	6,782,694
その他費用	150,946	69,119
営業費用合計	9,363,321	7,045,607
営業利益又は営業損失()	145,014,001	44,656,799
経常利益又は経常損失()	145,014,001	44,656,799
当期純利益又は当期純損失()	145,014,001	44,656,799
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	-	142,901,883
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,112,118	43,820,185
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	2,112,118	43,820,185
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	142,901,883	54,424,899

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 3 . その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年7月20日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年7月22日、当計算期間末日を2025年7月22日としております。

(貸借対照表に関する注記)

	期別	第1期 2024年7月22日現在		第2期 2025年7月22日現在	
1 .	受益権の総数		726,288,813□		420,767,179□
2 .	計算期間の末日にお		1.1968円	1口当たり純資産額	1.1293円
	ける1単位当たりの純 資産の額	(1万口当たり純資産額)	(11,968円)	(1万口当たり純資産額)	(11,293円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 2023年7月31日 至 2024年7月22日	第2期 自 2024年7月23日 至 2025年7月22日	
	円)を対象収益として、委託者が基準価額の 水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行	計算期間末における元本超過額(54,424,899円)を対象収益として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。	

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2023年7月31日 至 2024年7月22日	第2期 自 2024年7月23日 至 2025年7月22日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信 託約款に基づき金融商品を投資として運 用することを目的としております。	同左
	(1)金融商品の内容 (1)金融商品の内容 (1)京ンドがコールの会議員に (1)京が、当時では (1)京が、であります。 (1)京が、当時では (2)金融であります。 (3)金融であります。 (4)京がに記載している金融では (5)ののには (6)ののには (6)ののに (7)ののでは (7)ののでは (8)ののに (8)ののに (9)ののでは (1)ののでは (1)ののでは (1)ののでは (1)ののでは (2)ののでは (3)ののでは (4)ののでは (5)ののでは (6)の	同左

		有"""""""""""""""""""""""""""""""""""""
項目	第1期 自 2023年7月31日 至 2024年7月22日	第2期 自 2024年7月23日 至 2025年7月22日
	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同左
ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2024年7月22日現在	第2期 2025年7月22日現在	
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原 則としてすべて時価評価されているた め、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品	同左	

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期	第2期
2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	第1期 自 2023年7月31日 至 2024年7月22日	第2期 自 2024年7月23日 至 2025年7月22日
設定年月日	2023年7月31日	2023年7月31日
設定元本額	754,809,919円	754,809,919円
期首元本額	754,809,919円	726,288,813円
元本残存率	96.2%	55.7%

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 2024年7月22日現在	第2期 2025年7月22日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	151,086,710	86,751,960	

親投資信託受益証券	5,302	12,760
合計	151,081,408	86,739,200

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2025年7月22日現在

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	世界株式インデックス戦略ファンド2023 - 08(適格機関投資	400,589,976	464,924,726	
投資信託受益証券 合	投資信託受益証券 合計		464,924,726	
親投資信託受益証券	SOMPOマネープールマザーファンド	4,973,137	4,957,222	
親投資信託受益証券の合計		4,973,137	4,957,222	
合計			469,881,948	

(注)投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07の主要投資対象の状況は以下のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

SOMPOマネープールマザーファンド

貸借対照表

	2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	79,808,875	10,862,720
国債証券	19,999,960	59,972,220
未収利息	21	104
流動資産合計	99,808,856	70,835,044
資産合計	99,808,856	70,835,044
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		·
元本等		
元本	100,337,473	71,062,562

	2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
科目	金額(円)	金額(円)
剰余金		
剰余金又は欠損金()	528,617	227,518
元本等合計	99,808,856	70,835,044
純資産合計	99,808,856	70,835,044
負債純資産合計	99,808,856	70,835,044

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主文の公司の単位のも子次に例)	
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券
	個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 . 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		<u>/_ HO /</u>			
	期別	2024年7月22日現在		2025年7月22日現在	
1 .	受益権の総数		100,337,473□		71,062,562 🗆
2 .	元本の欠損		528,617円		227,518円
3 .	計算期間の末日にお		0.9947円	1口当たり純資産額	0.9968円
	ける1単位当たりの純 資産の額	(1万口当たり純資産額)	(9,947円)	(1万口当たり純資産額)	(9,968円)

(金融商品に関する注記)

<u> </u>	
	Т
百日	ı

項目	自 2023年7月31日 至 2024年7月22日	自 2024年7月23日 至 2025年7月22日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信 託約款に基づき金融商品を投資として運 用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商に係るリスク	には、1)金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、 有価証券、コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務であります。当ファンドが 保有する注配が記載しております。 (2)金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融 商品は、市場リスク(個格変動、流動性 リスクに晒されております。	同左

		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
項目	自 2023年7月31日 至 2024年7月22日	自 2024年7月23日 至 2025年7月22日
	をついて、 をついて、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	同左
ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

立版问印の时間守に因りる事項		
項目	2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原 則としてすべて時価評価されているた め、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

_(*2 0 7 10 0 7 注记)		
項目	自 2023年7月31日 至 2024年7月22日	自 2024年7月23日 至 2025年7月22日
本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	106,042,677円	100,337,473円
同期中追加設定元本額	54,434,016円	30,276,321円
同期中一部解約元本額	60,139,220円	59,551,232円
元本の内訳 *		
世界株式インデックス戦略ファンド(資産成長型)2023-07	8,147,479円	2,119,289円
世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07	7,574,845円	4,973,137円
東洋・中国A株ファンドDD「華夏」2020	17,714,485円	- 円
東洋・中国 A 株ファンド「創新」2021(限 定追加型)	29,761,520円	23,719,283円
東洋・中国A株オープン「創新」	3,493,798円	3,924,949円
米国株式プレミアムキャリー戦略ファンド	10,130,717円	10,130,717円
東洋・インドネシア株式ファンド	23,514,629円	26,195,187円
計	100,337,473円	71,062,562円

^{*} 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	560	30,410
合計	560	30,410

(注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表 (1)株式 該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2025年7月22日現在

種類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第1303回国庫短期証券	20,000,000	19,997,260	
	第1309回国庫短期証券	20,000,000	19,990,900	
	第1314回国庫短期証券	10,000,000	9,993,150	
	第1318回国庫短期証券	10,000,000	9,990,910	
合計		60,000,000	59,972,220	

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

世界株式インデックス戦略ファンド 2023-08 (適格機関投資家向け) 以下の経理状況は、バークレイズ投信投資顧問株式会社から提供された財務諸表です。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定により、2023年 8月 1日より2024年 7月 8日までであります。
- (3) 当ファンドは、当監査対象期間 (2023年 8月 1日から2024年 7月 8日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

世界株式インデックス戦略ファンド2023-08(適格機関投資家向け)

(1)貸借対照表

(単位:円) 当期 2024年 7月 8日現在

	2024年 7月 8日現在
資産の部	
流動資産	
預金	225,756,239
コール・ローン	8,841,907
国債証券	1,467,438,679
派生商品評価勘定	151,787,796
未収利息	7,844,331
流動資産合計	1,861,668,952
資産合計	1,861,668,952
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	486,380
未払委託者報酬	2,918,190
受入担保金	128,616,000
その他未払費用	753,778
流動負債合計	132,774,348
負債合計	132,774,348
純資産の部	
元本等	
元本	1,381,012,117
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	347,882,487
元本等合計	1,728,894,604
純資産合計	1,728,894,604
負債純資産合計	1,861,668,952

(2)損益及び剰余金計算書

(単位:円)

自 2023年 8月 1日

	至 2024年 7月 8日
営業収益	
受取利息	54,339,318
有価証券売買等損益	26,786,683
派生商品取引等損益	159,421,429
為替差損益	182,906,157
営業収益合計	369,880,221
営業費用 一	
支払利息	5,278
受託者報酬	486,380
委託者報酬	2,918,190
その他費用	2,385,778
営業費用合計	5,795,626
営業利益又は営業損失()	364,084,595
経常利益又は経常損失()	364,084,595
当期純利益又は当期純損失()	364,084,595
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()	-
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-

剰余金減少額又は欠損金増加額	16,202,108
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,202,108
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	347,882,487

(3)注記表

(番曲か合針を付け返る車両に関する注記)

(里安な会計万針に係る事項に関 9	る注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価の評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気
	配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	スワップ取引
方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価の評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気
	配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
	為替予約取引
	為替予約の評価は、原則として、我が国における監査対象期間末日の対顧客先物売
	買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎と	外貨建取引等の処理基準
なる事項	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令
	第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採
	用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国
	通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建
	純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為
	替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合
	相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を 協替差損益とする計理処理を採用しております。
	阿目左供画しする

(重要な会計上の見積りに関する注記) デリバティブ取引

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額 当期(2024年 7月 8日現在) _

派生商品評価勘定 151,787,796円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

財務諸表に計上した金額の算出方法

財務語本に訂上した金額の昇出万法 当ファンドは活発な市場で取引されていない金融商品である、担保付スワップ取引を保有しています。本取引には公表された相場価格が存在しないため、スワップカウンターパーティーにより提示された価格により評価しています。時価算出の基礎となる評価技法、インプット等はスワップタームシートを通じて委託会社に開示されています。スワップタームシート上の定義に従って日々自社でスワップ価格を再計算し、スワップカウンターパーティーにより提示されたスワップ価格と比較して価格の妥当性を検証しています。原則として再計算に用いるインプットは複数のプライスベンダーから委託会社で取得しています。各プライスベンダーが提供する時価の適切性は社内規定に基づいて定期的にモニタリングされています。

財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 担保付スワップ取引はそのスワップ価格が特定の指数または戦略のパフォーマンスに連動する様に設計されており、当ファンドは本取引を通じてその指数または戦略のパフォーマンスを享受することを目指しています。 具体的には担保付スワップ取引を通じて当初1年間最安値指数値参照型・世界株式インデックス連動戦略のパフォーマンスに連動する担保付スワップ取引に投資を行います。 当戦略は世界株式インデックスを原資産とした1年間のルックバック・オプション取引を用いて、当ファンドの設定後1年間における日次で報酬された指数値の最安値を基準値として、世界株式インデックスのパフォーマンスの獲得を目指す約10 年間の取引を戦略化したものです。

これらのインプットの主要な仮定には、市場の変動により変化する要素が含まれ、将来のリターンは当該水準の変動により 影響を受けるため、不確実性を伴います。

開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に与える影響

時価算定に用いられている主要な仮定には不確実性があるため、翌計算期間におけるデリバティブ取引の決済時の価格と異なる可能性があります。本不確実性にはスワップ価格が連動する特定の指数または戦略のパフォーマンスに紐付く価格変動リスクに加え、指数または戦略の流動性リスクやスワップカウンターパーティーが持つ信用リスク等が含まれます。

(貸借対照表に関する注記)

	区分	当期 2024年 7月 8日現在	
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	設定年月日	2023年 8月 1日	
	設定元本額	1,519,000,000円	
	期首元本額	1,519,000,000円	
	元本残存率	90.9%	
2 .	当期末日における受益権の総数	1,381,012,117□	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期					
	自 2023年 8月 1日				
	至 2024年 7月 8日				
分配金の計算過程					
当ファンドの配当等収益額	А	54,334,040円			
経費	В	5,790,348円			
差引配当等収益額	C=A-B	48,543,692円			
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	1,381,012,117口			
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	1,482,296,269口			
分配対象配当等収益額	F=C*D/E	45,226,739円			
元本超過額	G	347,882,487円			
分配可能額	Н	347,882,487円			
1万口当たり分配可能額	I=H/D*10,000	2,519.04円			
1万口当たり分配額	J	- 円			
収益分配金金額	K=D*J/10,000	- 円			

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運 用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託約款の定めに従い、効率的な運用に資するために、又は価格変動リスク、為替変動リスクを回避するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
	ポートフォリオ・マネジメント部は、ファンドの信託約款遵守状況及びリスク状況の管理、運用パフォーマンス等にかかるデータ算出を日々行い、その結果を月次で運用委員会に報告しております。 オペレーション部ミドルオフィス担当は、取引執行後のファンドの信託約款遵守状況の確認等、日次でリスク管理のモニタリングを行っております。 プラットフォーム・マネジメント部は、オペレーション部が行っている日次のモニタリングの内容を精査し、月次で運用委員会に報告しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2024年 7月 8日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。
	(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。
	(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当期 2024年 7月 8日現在
	当監査対象期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	23,624,340
合計	23,624,340

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

当期(2024年7月8日現在)

(単位:円)

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

区分 種類		\$77.447.855.55C	契約額等		拉海提头
区方	作生天具	英約額守	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	担保付スワップ取 引	1,559,469,000	1,559,469,000	1,711,256,796	151,787,796
	合計	1,559,469,000	1,559,469,000	1,711,256,796	151,787,796

(注)時価の算定方法

- (1)スワップ取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
- (2)スワップ取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期(自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 8日)

<u> </u>					
関連当事者の名称	当ファンドと当該関 連当事者との関係	取引の内容	取引の種類別の取引 金額(円)	科目	期末残高(円)
バークレイズ・バン ク・ピーエルシー	当ファンドの運用の 指図を行う投資信託 委託会社の利害関係 人等	スワップの買付 (注1)	8,115,943	未収入金	-
バークレイズ・バン ク・ピーエルシー	1 1 555	スワップの買付 (注1)	482,310	未払金	ı
バークレイズ・バン ク・ピーエルシー	当ファンドの運用の 指図を行う投資信託 委託会社の利害関係 人等	スワップ取引に対す る現金の担保受入 (注2)	151,787,796	受入担保金	128,616,000

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1)組入スワップの取引については、当該スワップ戦略(株式先物戦略)に基づいて、取引の相手方と取引条件を決定 しております。
- (注2)スワップ取引に対する現金の担保受入については、スワップの評価損益を勘案して受入金額を決定しております。 取引の種類別の取引金額は、スワップの評価損益を記載しております。

(1口当たり情報)

<u>(「口ヨルツ旧報)</u>	
区分	当期 2024年 7月 8日現在
1口当たり純資産額	1.2519円
(1万口当たり純資産額)	(12,519円)

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘 柄		券面総額	評価額	備考
米国ドル	国債証券	US TREASURY 3.375		9,771,900.00	9,127,565.34	
	사물 다 마하다			9,771,900.00	9,127,565.34	
** ** ** ** ** ** ** ** 				(1,467,438,679)		
				1,467,438,679		
日前				(1,467,438,679)		

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
 - 2.合計金額欄の記載は邦貨額であり、()内は外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率	
米国ドル	国債証券 1銀	柄 100.0%	100.0%	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

EDINET提出書類 SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(3)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07

2025年7月31日現在

資産総額	484,727,068円
負債総額	141,305円
純資産総額(-)	484,585,763円
発行済数量	420,767,179□
1単位当りの純資産額(/)	1.1517円

(参考) SOMPOマネープールマザーファンド

2025年7月31日現在

資産総額	72,671,004円
負債総額	円
純資産総額(-)	72,671,004円
発行済数量	72,898,254□
1単位当りの純資産額(/)	0.9969円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5.譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場

EDINET提出書類

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替 停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

9. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以 前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に支払います。

10. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規 定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2025年7月末現在)

資本金の額1,550百万円会社が発行する株式の総数50,000株発行済株式総数24,085株

最近5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2025年7月末現在)

会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取 締役の任期終了と同時に終了します。

取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を 選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

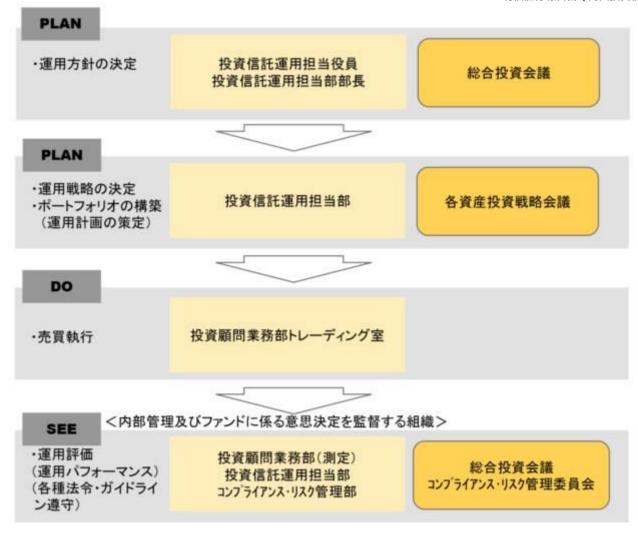
取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運 用担当部が運用計画を策定します。

銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。

- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観 点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに証券投資信託の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用(投資運用業)および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託(親投資信託を除きます。)は2025年7月末現在、計293本(追加型株式投資信託173本、単位型株式投資信託88本、単位型公社債投資信託32本)であり、その純資産総額の合計は2,590,270百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 当事業年 (2024年3月31日) (2025年3月		業年度 三3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額((千円)
(資産の部)					

			有個証分報告書(內国投資
流動資産 1 現金・預金 2 前払費用 3 未収委託者報酬 4 未収運用受託報酬 5 その他 流動資産合計		4,034,755 112,742 1,702,469 4,148,794 2,289 10,001,052	4,269,903 104,386 1,826,714 1,177,062 170,005 7,548,072
固定資産 1 有形固定資産 (1)建物 (2)器具備品 有形固定資産合計 2 無形固定資産	1 1	3,942 43,412 47,354	3,997 86,858 90,856
(1)電話加入権 無形固定資産合計		4,535 4,535	4,535 4,535
3 投資その他の資産 (1)投資有価証券 (2)長期差入保証金 (3)繰延税金資産 (4)その他 投資その他の資産合計		591,110 173,961 341,629 31	880,236 173,961 423,116 30
固定資産合計		1,106,732 1,158,622	1,477,345 1,572,736
資産合計		11,159,674	9,120,808

(負債の部) 流動負債 1 預り金 2 未払金 (1)未払配当金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 3 未払費用 4 未払消費税等 5 未払法人税等 6 賞与引当金 7 役員賞与引当金 7 役員賞与引当金 7 役員賞与引当金 7 役員賞与引当金 7 役員責合計 8 185,326 8 199,137 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			前事業 (2024年)	業年度 3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)	
流動負債 1 預り金 15,473 9,21° 2 未払金 (1)未払配当金 2 1,150,000 606,388 628,983 628,983 323,996 952,986 3 未払費用 628,983 323,996 952,986 323,996 952,986 323,996 952,986 3 未払費用 2 216,600 1,972,988 323,996 952,986 323,996 952,986 301,562 5未払法人税等 526,818 301,562 526,818 355,43° 6 賞与引当金 1,011,693 355,43° 526,818 356,818		注記 番号	金額 (千円)		金額(千円)	
1 預り金 15,473 9,217 2 未払金 1,150,000 - (2)未払手数料 606,388 628,983 (3)その他未払金 2 216,600 1,972,988 323,996 952,986 3 未払費用 2,951,081 1,011,693 4 未払消費税等 301,562 526,818 355,437 5 未払法人税等 526,818 355,437 6 賞与引当金 185,326 199,137 7 役員賞与引当金 8,100 5,700 流動負債合計 5,961,351 2,534,153 固定負債 257,375 278,036 2 資産除去債務 9,582 9,699 固定負債合計 266,957 287,735 負債合計 6,228,309 2,821,886	(負債の部) 流動負債					
(1)未払配当金 2 1,150,000 - (2)未払手数料 606,388 628,983 (3)その他未払金 2 216,600 1,972,988 323,996 952,986 3 未払費用 2,951,081 1,011,693 4 未払消費税等 301,562 526,818 355,433 6 賞与引当金 185,326 199,133 7 役員賞与引当金 8,100 5,700 流動負債合計 5,961,351 2,534,153 1 退職給付引当金 257,375 278,036 2 資産除去債務 9,582 9,699 固定負債合計 266,957 287,733 負債合計 6,228,309 2,821,886	1 預り金			15,473		9,211
(3) その他未払金 2 216,600 1,972,988 323,996 952,986 3 未払費用 2,951,081 1,011,693 4 未払消費税等 301,562 526,818 355,437 6 賞与引当金 185,326 199,137 7 役員賞与引当金 8,100 5,700 流動負債合計 5,961,351 2,534,153 国定負債 257,375 278,036 2 資産除去債務 9,582 9,699 固定負債合計 266,957 287,733 負債合計 6,228,309 2,821,886	(1)未払配当金	2			-	
3 未払費用 2,951,081 1,011,693 4 未払消費税等 301,562 355,437 5 未払法人税等 526,818 355,437 6 賞与引当金 185,326 199,137 7 役員賞与引当金 8,100 5,700 流動負債合計 5,961,351 2,534,153 1 退職給付引当金 257,375 278,036 2 資産除去債務 9,582 9,699 固定負債合計 266,957 287,733 負債合計 6,228,309 2,821,886	(2)未払手数料 (3)その他未払金	2		1.972.988		952.980
5 未払法人税等 526,818 355,437 6 賞与引当金 185,326 199,137 7 役員賞与引当金 8,100 5,700 流動負債合計 5,961,351 2,534,150 固定負債 257,375 278,036 2 資産除去債務 9,582 9,690 固定負債合計 266,957 287,735 負債合計 6,228,309 2,821,886	3 未払費用		=10,000	2,951,081	020,000	1,011,693
6 賞与引当金 185,326 199,137 7 役員賞与引当金 8,100 5,700 流動負債合計 5,961,351 2,534,153 固定負債 257,375 278,036 2 資産除去債務 9,582 9,699 固定負債合計 266,957 287,735 負債合計 6,228,309 2,821,886						- 355,431
流動負債合計 固定負債5,961,3512,534,1531 退職給付引当金 2 資産除去債務257,375 9,582278,036 9,582固定負債合計266,957 6,228,309287,733負債合計6,228,3092,821,888	6 賞与引当金			185,326		199,137
固定負債257,375278,0361 退職給付引当金257,375278,0362 資産除去債務9,5829,699固定負債合計266,957287,735負債合計6,228,3092,821,886	流動負債合計					2,534,153
2 貧産除丟債務 9,582 9,699 固定負債合計 266,957 287,739 負債合計 6,228,309 2,821,888	固定負債 1 退職給付引当全			257 375		278 036
負債合計 6,228,309 2,821,888	2 貧産除去債務			9,582		9,699
(经济产的)	固定負債合計 負債合計					
	(純資産の部)			0,220,000		2,021,000
	1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金 (1)資本準備金 413,280 413,280				413 280		413,280
資本剰余金合計 413,280 413,280	資本剰余金合計					413,280
3 利益剰余金 (1) その他利益剰余金 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	3 利益剰余金 (1)その他利益剰余金					
繰越利益剰余金 2,875,330 4,249,144	繰越利益剰余金					4,249,144
						4,249,144 6,212,424
評価・換算差額等	評価・換算差額等			, ,		86,495
額金	額金					
評価・換算差額等合計 92,755 86,495						86,495
		+ +				6,298,919 9,120,808
只良	只说:就具压口叫	+ +		11,133,074		3,120,000

(2)【損益計算書】

					证券報告書 (内国投資
		前事業		当事業	
		(自 2023年 至 2024年	3月31日)	(自 2024年 至 2025年)	3月31日)
F7 / \	注記				
区分	番号	金額(十円)	金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬		8,333,682	4.4.450.004	9,303,999	10 000 517
2 運用受託報酬		6,117,209	14,450,891	3,676,517	12,980,517
営業費用 1 支払手数料		3,499,242		3,656,749	
1 支払手数料 2 広告宣伝費		14,970		29,623	
3 公告費		200		470	
4 調査費		5,246,032		3,823,073	
(1)調査費		1,274,945		1,574,634	
(2)委託調査費		3,968,103		2,245,446	
(3)図書費		2,983		2,992	
5 営業雑経費 (1)通信費		146,958 13,473		151,565 18,200	
(2)印刷費		111,483		111,241	
(3) 諸会費		22,001	8,907,404	22,123	7,661,482
一般管理費			. ,		, ,
1 給料		1,780,148		1,871,844	
(1)役員報酬		58,490		58,922	
(2)給料・手当 (3)賞与		1,479,591 242,065		1,554,708 258,213	
2 福利厚生費		249,823		265,624	
3 交際費		15,575		16,599	
4 寄付金		1,330		3,330	
5 旅費交通費		35,906		34,315	
6 法人事業税 7 租税公課		61,266		60,847	
7 租税公課 8 不動産賃借料		19,614 221,404		22,682 219,845	
9 退職給付費用		91,397		99,690	
10 賞与引当金繰入。		185,326		199,137	
11 役員員与引当金繰入		8,100		5,700	
12 固定資産減価償却費		38,014	2 407 070	22,258	2 257 400
13_ 諸経費 営業利益		459,163	3,167,070 2,376,417	535,615	3,357,490 1,961,544
営業外収益			2,370,417		1,301,344
1 受取配当金		476		5,008	
2 受取利息		0		0	
3 有価証券償還益				18,714	
4 為替差益 5 保険配当金		9,754 626		- 927	
5 保険配当金 6 雑益		2,615	13,473	966	25,617
		2,010	10,470	333	20,017
1 有価証券売却損		7,678		301	
2 有価証券償還損		278		-	
3 為替差損		- 200 545		3,541	
4 事務過誤費 5 雑損		228,515 241	236,712	13,117 58	17,017
経常利益		241	2,153,177	50	1,970,144
特別損失			2, 100, 177		.,010,117
1 有価証券評価損		-		3,789	
2 固定資産除却損	1	0	0	-	3,789
税引前当期純利益			2,153,177		1,966,355
法人税・住民税及び事業 税			695,208		672,903
法人税等調整額			22,977		80,362
当期純利益			1,480,946		1,373,813

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自_2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位:千円)

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664
当期変動額						

						, IVI — (I 2 — 1 V) / I
剰余金の配当				1,150,000	1,150,000	1,150,000
当期純利益				1,480,946	1,480,946	1,480,946
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純 額)						
当期変動額合 計	-	-	1	330,946	330,946	330,946
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610

	評価・換算	算差額等	
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	25,466	25,466	4,533,130
当期変動額			
剰余金の配当			1,150,000
当期純利益			1,480,946
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	67,288	67,288	67,288
当期変動額合 計	67,288	67,288	398,234
当期末残高	92,755	92,755	4,931,365

(単位:千円) 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	2024年4月1日 至 2025年3月31日 <i>)</i>					<u> </u>
				E資本		
		資本	資本剰余金		利益剰余金	
	資本金	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益				1,373,813	1,373,813	1,373,813
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純 額)						
当期変動額合 計	-	-	-	1,373,813	1,373,813	1,373,813
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	4,249,144	4,249,144	6,212,424

		算差額等	
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	92,755	92,755	4,931,365
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			1,373,813
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純 額)	6,259	6,259	6,259
当期変動額合計	6,259	6,259	1,367,554
当期末残高	86,495	86,495	6,298,919

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

|| |定額法を採用しております。 |なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具備品 2~20年

3 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。

- 4.引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第25号)に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
(1)投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。
(2)投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

- 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項
 - (1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)	
建物	108,411	109,313	
器具備品	177,083	198,439	

関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

() () () () () ()

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
未払金		
未払配当金 その他未払金	1,150,000	-

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位・千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	0	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

· /U J // // P // C // /	<u> </u>			
株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月28 日取締役会	普通 株式	1,150,000千円	47,747円	-	2024年3月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2 . 剰余金の配当に関する事項 (1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

	(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
1	2025年5月29日 取締役会	普通 株式	1,900,000千円	78,887円	2025年3月31日	2025年5月30日

(金融商品関係)

. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク

評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスク に晒されております

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。 価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運 用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等で報告し、適切に管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

_ 前事業年度(2024年3月31日))		(単位:干円)
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	590,360	590,360	-
資産計	590,360	590,360	-

(単位:千円) 当事業年度(2025年3月31日) 貸借対照表計上額 時価 差額 投資有価証券 (2) 資産計 (1)「現金・預金」 879,486 879,486 879,486

879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879, 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」 は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略して おります

2)以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借 (対照表計上額は以下のとおりであります。 (単位・千円)

		<u>(早辺・十口)</u>
区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	750	750

注1.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

_ 前事業年度 (2024年3月31日))			<u>(単位:千円)</u>
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	1 0 年超
(1)預金	4,034,755	-	-	-

(2)未収委託者報酬	1,702,469	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	4,148,794	-	-	-
(4)投資有価証券				
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	12,783	257,883	167,593	152,101
合計	9,898,803	257,883	167,593	152,101

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	/			<u>(+ </u>
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)預金	4,269,903	-	-	-
(2)未収委託者報酬	1,826,714	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬 (4)投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	1,177,062	-	-	-
株式	-	-	-	-
債券	_	-	-	-
その他	5,797	348,002	267,217	258,470
合計	7,279,477	348,002	267,217	258,470

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

て形成
こより
ット以

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

		時価				
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
投資有価証券	-	333,213	257,147	590,360		
資産計	-	333,213	257,147	590,360		

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

		時価					
区分	レベル1	レベル 2	レベル3	合計			
投資有価証券	-	429,524	449,962	879,486			
資産計	-	429,524	449,962	879,486			

注1.時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

非上場投資信託は、委託会社から提示された基準価額によっており、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

注2.時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(2)期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

		有価証券報告書(内国投資	資信託受益証券)
	投資有価証券	合計	
期首残高	194,750	194,750	
当事業年度の損益又は評価・換算差額等			
損益の計上	0	0	
その他有価証券評価差額金	51,397	51,397	
購入、売却、発行及び決済			
購入	11,100	11,100	
売却	100	100	
発行	ı	-	
決済	ı	-	
レベル3の時価への振替	ı	-	
レベル3の時価からの振替	ı	-	
当事業年度末残高	257,147	257,147	
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照 表において保有する金融資産又は金融負債の評 価損益	-	-	

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	投資有価証券	合計
期首残高	257,147	257,147
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	0	0
その他有価証券評価差額金	2,815	2,815
購入、売却、発行及び決済		
購入	200,000	200,000
売却	10,000	10,000
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	449,962	449,962
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照 表において保有する金融資産又は金融負債の評 価損益	-	-

(有価証券関係)

- 1.売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。
- 4 . その他有価証券で時価のあるもの

_ 前事業年度(2024年3月3	1日)			(単位:千円)
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額

	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	(3)その他	479,618	336,668	142,950
	小計	479,618	336,668	142,950
 貸借対照表計上額が	(1) 株式	-	-	-
取得原価を超えないも	(2)債券	-	-	-
0	(3) その他	110,742	120,000	9,258
	小計	110,742	120,000	9,258
合計	·	590,360	456,668	133,692

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

_ <u> </u>			<u> </u>		
		種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
		(1)株式	-	-	-
	貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
	取得原価を超えるもの	(3) その他	545,788	401,000	144,788
		小計	545,788	401,000	144,788
	貸借対照表計上額が	(1) 株式	-	-	-
	取得原価を超えないも	(2)債券	-	-	-
	0	(3) その他	333,698	352,179	18,481
		小計	333,698	352,179	18,481
	合計		879,486	753,179	126,307

5.売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3) その他	187,421	22,295	29,973
合計	187,421	22,295	29,973

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3) その他	9,699	-	301
合計	9,699	-	301

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要(出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。) 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用して おります。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(一座・113)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	245,172	257,375
退職給付費用	40,528	49,146

	退職給付の支払額	28,325	28,485
Ī	退職給付引当金の期末残高	257,375	278,036

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

		(+
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債 務	257,375	278,036
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	257,375	278,036
退職給付引当金	257,375	278,036
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	257,375	278,036

(3)退職給付費用

(単位:千円)

		(干皿・ココノ
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
簡便法で計算した退職給付 費用	40,528	49,146

3.確定拠出制度

(単位:千円)

		(半世・十円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当社の確定拠出制度への要 拠出額	43,710	43,907

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
169,388	189,581
43,352	94,289
78,808	87,514
56,746	60,975
26,319	21,580
8,118	9,142
7,165	8,596
389,896	471,677
4,168	5,522
4,168	5,522
385,728	466,155
40,937	39,812
3,031	3,120
131	107
44,099	43,039
341,629	423,116
	(2024年3月31日) 169,388 43,352 78,808 56,746 26,319 8,118 7,165 389,896 4,168 4,168 4,168 385,728 40,937 3,031 131 44,099

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以

下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告 第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会 計の会計処理並びに開示を行っております。

4 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が6,868千円増加し、法人税等調整額が8,005千円、その他有価証券評価差額金が1,137千円それぞれ減少し、当期純利益は8,005千円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%~1.8%を使用して資産除去債務の金額を計 算しております。
- 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

		(+
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
期首残高	9,422	9,582
取得	-	-
時の経過による調整額	159	116
期末残高	9,582	9,699

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		(
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
投資信託事業(基本報酬)	8,199,234	9,178,614
投資信託事業(成功報酬)	134,447	125,385
投資顧問事業(基本報酬)	2,793,161	3,192,013
投資顧問事業(成功報酬)	3,324,047	484,504
合計	14,450,891	12,980,517

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1.製品及びサービスごとの情報
 - 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を 超えているため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

	(1
顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	3,413,256

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を 超えているため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1.関連当事者との取引
 - (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等 該当事項はありません。
 - (2)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 該当事項はありません。
 - (3)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社 等

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	(- 4	2020 - 7	<u> </u>		<u> </u>					
種類	会社 等の 名称	所在 地	資本金 (億 円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関連 当者の関 係	取引 の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
同の親 会持会 社	損ジパD証株会保ャンC券式社	東京都新宿区	30	確定拠 出年金 業	-	投信にる務行委等資託係事代の託	投信代手料支(1) 資託行数の払注 1)	838,690	未払 手数 料	218,649

同の会をつ社	SMOスマジン株会OPリクネメト式社	東京都新宿区	0	リスク コンサ ルティ ング業	-	投信等係委調資託にる託査	投信等託査の払 変託委調費支注 2)	180,252	未払 費用	171,632	
--------	--------------------	--------	---	--------------------------	---	--------------	--------------------------	---------	----------	---------	--

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 注2.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (注1)代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。
 - (注2)委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

耒 <u>牛吳</u>	(<u> </u>	平4月1 1	<u> </u>	025年3万	<u> </u>					
種类	会社等 の名称	所在 地	資本金 (億 円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被 所割合	関連 当者 の 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同の新名技会	担 リジャパ リンDC リンBK	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	-	投信にる務行委等資託係事代の託	投資信 託代行 手数料 の支払 (注 1)	1,002,331	未払 手数 料	247,773
同の新会社を持つ社	P O リ スクマ ネジメ	東京都新宿区	0	リスク コンサ ルティ ング業	-	投 信託 等 係 る 託 調査	投資信 託等委 託調査 費の支 払(注 2)	197,617	未払費用	193,125

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 注2.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (注1)代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。
 - (注2)委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。
- (4)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等との取引はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報 関連会社はありません。

(1株当たり情報)

TAME O INTRO	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	204,748.41	261,528.74
1株当たり当期純利益金額(円)	61,488.32	57,040.22

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注) 2.1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	1,480,946	1,373,813
普通株主に帰属しない金額(千 円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千 円)	1,480,946	1,373,813
期中平均株式数(株)	24,085	24,085

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内 閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引 業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。 以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有し ていることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で 定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリ バティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる おそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額

324,279百万円(2025年3月末現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法) に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(2025年3月末現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関

する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社

から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託 するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的

とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。

資本金の額は、2025年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年10月21日	有価証券報告書
2025年 4月21日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

SOMPOアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月29日

SOMPOアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 山 勇 樹業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07の2024年7月23日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界株式インデックス戦略ファンド(償還条項付)2023-07の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。